

身分証明書

第 号

所属
職
氏名

年 月 日生

上記の者は、福島県工業用水道事業に係る受水装置の検査又は給水施設の設置等に関する工事の立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日

福島県公営企業管理者

印

福島県工業用水道条例（抜粋）

（受水装置の検査）

第15条 管理者は、給水の適性を確保するために必要な限度において、その指定する職員をして、受水装置を検査することができる。

2 前項の規定により受水装置を検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。

福島県工業用水道条例施行規程（抜粋）

（給水施設の使用者による工事等）

第13条の2

2 管理者は、条例第19条ただし書き又は条例20条ただし書の規定に基づき使用者が給水施設の設置等に関する工事に関して給水の適正を確保するために必要と認めるときは、その必要な限度において、その指定する職員に、当該工事の場所に立ち入り、検査を行わせることができる。

3 前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。